

第 76 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立須磨図書館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立須磨図書館

2 指定管理者

東京都文京区大塚3丁目1番1号

神戸新聞・TRCグループ

代表者 株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷一 文子

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸市立須磨図書館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立須磨図書館の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立須磨図書館

2. 指定管理者

東京都文京区大塚3丁目1番1号

神戸新聞・TRCグループ（株式会社図書館流通センター、株式会社神戸新聞地域創造）

（代表者）株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷一 文子

3. 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

4. 令和5年度予定額

45,054千円

5. 債務負担行為

期間：令和4年度～令和9年度 限度額：225,270千円

6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和4年9月1日（木）

選定評価委員会 令和4年9月16日（金）

7. 選定理由

今回の須磨図書館の指定管理者候補者の選定にあたっては、1団体から応募があり、提案内容について審査を行った。候補者からは、図書館の設置目的、社会的使命を果たすために、どのような方針、組織、人員配置等をもって当該施設を運営し、事業を企画・実施していくのかということについて提案をいただいた。

候補者は、図書館の業務内容に対し深い理解を有しており、安定的な施設管理運営が期待されるとともに、利用者のニーズを捉えた地域や学校等との連携事業の実施や、子供の発達段階に応じた取り組み、多世代の地域住民との交流などの提案について高い評価を獲得した。

また、収支計画についても、実現可能な計画であった。

以上について審査項目にしたがって評価した結果、候補者の提案が、指定管理者候補者としての業務遂行能力を有するものであるという結論を得た。

8. 評価基準・評価結果

| 審査項目 | 配点 | 得点 |
|----------------------|-----|------|
| | | 候補者 |
| 応募者に関する項目 | 10 | 10.0 |
| 応募者の活動拠点に関する項目 | 10 | 7.0 |
| 事業運営に関する項目 | 30 | 29.7 |
| 利用者へ提供するサービス内容に関する項目 | 30 | 28.3 |
| 収支計画 | 20 | 15.7 |
| 現指定管理者への実績評価加算 | 7 | 3.0 |
| 合 計 | 107 | 93.7 |

9. 応募団体（五十音順）

- ・神戸新聞・TRCグループ（株式会社図書館流通センター、株式会社神戸新聞地域創造）

〔施設の概要〕

- (1) 設立趣旨 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする
- (2) 所在地 神戸市須磨区中島町1丁目2番3号 須磨区民センター1階
- (3) 延床面積 約647㎡
- (4) 施設内容 一般書コーナー、児童書コーナー、YAコーナー、カーペット絵本コーナー、子供調べ学習コーナー、ユニバーサルコーナー
閲覧席数 17席（うち子供用9席）、スツール・ソファ等 30席
カウンター、事務室、館内トイレ
- (5) 開館時間 平 日 午前10時～午後8時
日曜・祝休日 午前9時～午後5時

- (6) 休館日
- 月曜日（ただし、祝日・休日の場合は開館し、直後の平日を休館日とする）
 - 年末年始 12月29日から1月3日までの間
 - 蔵書点検期間（毎年7日以内）
 - 市長が特に必要があると認める日